

昭和三十三年三月二十七日(金曜日)

午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 二階堂 進君

理事小川 平二君 理事小川 俊雄君

理事始関 伊平君 理事中川 正吾君

理事早稲田柳右衛門君 理事板川 重光君

理事久保田 豊君 理事中村 小笠君

理事小沢 辰男君 理事岡崎 英城君

理事海部 俊樹君 理事菅野和太郎君

理事佐々木秀世君 理事田中 龍夫君

理事田中 正巳君 理事田中 六助君

理事中村 幸八君 理事野見山清造君

理事長谷川四郎君 理事南 好雄君

理事村上 勇君 理事山手 満男君

理事石野 久男君 理事大村 邦夫君

理事加賀田 進君 理事兒玉 末男君

理事桜井 茂尚君 理事沢田 政治君

理事榎 兼次郎君 理事藤田 高敏君

理事森 義規君 理事米内山義一郎君

理事麻生 良方君 理事加藤 進君

出席國務大臣 福田 一君

出席府政委員 田中 榮一君

出席産業事務官 川出 千速君

出席産業事務官 (大田官房長) 山本 重信君

出席産業事務官 (通商局長) 森崎 久壽君

出席産業事務官 (重工業局長) 倉八 正君

出席産業事務官 (輕工業局長) 中野 正一君

出席産業事務官 (中小企業局長) 中野 正一君

出席委員外の出席者

大蔵事務官 鈴木 秀雄君
調査官 渡邊 一俊君
専門員

三月二十七日

委員大村邦夫君及び島口重次郎君辭任につき、その補欠として石野久男君及び兒玉末男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員石野久男君及び兒玉末男君辭任につき、その補欠として大村邦夫君及び島口重次郎君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十五日

輕機械の輸出の振興に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三三号)(參議院送付)
電子工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇四四号)(參議院送付)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二二号)
中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二三号)

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五五号)
輕機械の輸出の振興に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三三号)(參議院送付)
電子工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇四四号)(參議院送付)

正する法律案(内閣提出第一〇四四号)(參議院送付)

通商に関する件(日韓貿易に関する問題)

工業に関する件(アルコール専売工場拡下げに関する問題)

〇二階堂委員長 これより會議を開きます。

内閣提出の中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案及び中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案、以上三法案を議題として審査を進めます。

この際、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案に対しては、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表して早稲田柳右衛門君外二名より修正案が提出されております。

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案に対する修正案
中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十條に一項を加える改正規定中「總裁を通じて」を削る。

〇二階堂委員長 まず、提出者より趣旨の説明を聴取することにいたします。早稲田柳右衛門君。

〇早稲田委員 ただいま議題となつております中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案に対して、自由民

主党、日本社会党、民主社会党の三党共同提案による修正案につきまして、私よりその趣旨を御説明申し上げます。修正案の案文はお手元に差し上げてありますが、念のため朗讀いたします。

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案に対する修正案
中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十條に一項を加える改正規定中「總裁を通じて」を削る。

以上が修正の内容であります。政府がこの修正案を提出する理由については、公庫の業務の適切な運営を確保するため、監事の職責を明らかにし、公庫業務の監査についてその万全を期するという趣旨からこの修正案が提出されたのであります。したがって、監事は總裁に監査の結果を提出するのは、直接主務大臣に意見を提出することができるとするほうが、さらに改正案の趣旨を生かすこととなると信ずるものであります。

以上が修正案提出の理由であります。何とぞ委員各位の御賛成をお願いいたします。

〇二階堂委員長 次に、三法案並びに早稲田柳右衛門君外二名提出の修正案を一括して討論に付します。浦野幸男君。

〇浦野委員 私は自由民主党を代表いたします。中小企業金融公庫法の一

部を改正する法律案に対する修正案及び修正部分を除く原案、中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案並びに中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案のいずれにも賛成の意を表明するものであります。

中小企業金融公庫法の改正案の趣旨は、公庫債の発行によって公庫が民間資金を調達し得る道を開くものであります。これによって現在中小企業者が最も必要としている長期低利資金の融通が一そう拡充されることが期待されるのであります。

次に、中小企業近代化資金助成法改正案及び中小企業近代化促進法改正案における中小企業者の定義に関する改正は、昨年与野党一致の議決によって成立いたしました中小企業基本法の趣旨に沿うための改正でありまして、一点の疑念の余地もないものであります。

なお、中小企業近代化資金助成法改正案は定義の改正以外に、商店街近代化資金貸し付け制度を新設しようとするものであります。国民消費生活に直結する流通機構の近代化をはかる措置といたしまして、まことに時宜に適したものと存するのであります。

さらに、中小企業金融公庫法の監事の権限に関する規定を整備しようとする改正案に対しては、ただいま修正案が提出されましたが、これは改正の趣旨を一そう徹底させるものであります。まことに適切妥当と考えるのであります。

以上の理由に基づきまして、各案の

いずれにも全面的に賛成をするものであります。(拍手)

○二階堂委員長 藤田高敏君。

○藤田(高)委員 私は日本社会党を代表しまして、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案に対する修正案には賛成、右の案の修正部分を除く原案、中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案及び中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案の三案には、いずれも反対の意思を表明し、以下反対理由を明らかにするものであります。

第一点は、近代化資金助成法、近代化促進法における中小企業者の定義に關してであります。中小企業基本法において、中小企業者の範囲は、おおむね資本金五千万円、ただし商業、サービス業の場合は一千万円、すなわち五千万円以下、または従業員数三百人、商業、サービス業の場合は五十人となっており、中小企業者として扱われるものとし、中小企業施策が効率的に実施されるように施策ごとに定めると規定されております。しかるに政府の基本法による施行経過の事実を見ますと、時に、施策の効率的実施という名のもとに、現実的施策の重点を中小企業の中の上位にあるもの、または実質的には大企業に準ずるものみに集中してしまつて、中小企業基本法の本来の中心になるべき、底辺にある小規模企業及び零細企業者を置き去りにしてしまつてゐるものであります。今回改正案が提出された近代化関係の二法案の運用状態は、まさにこのことを裏づけた典型的なものであります。今回中小企業者の定義を改めようとするにあつて、政府には上位企業偏重の傾向に對

する反省が見られないのみか、これを助長する条件になつてゐるのはまことに遺憾であります。さらに、最近はおもにトレーシング等の技術の進歩により、従業員は三百人以下であり、資本金は数億円にのぼるような企業が少なくないものであります。これら実質的大企業が従来の中小企業分野に進出してきてゐる例も数多く見られ、資本金五千万円以下並びに従業員三百人以下という定義は形式化してゐるものであります。以上の観点から、中小企業者の定義は当然資本金と従業員数を「かつ」で結び、双方のいずれにも該当するものだけを施策の対象にするような規定でなければならぬと考へるのであります。政府の案には賛成したいのであります。

次に、第二点として、中小企業金融公庫の債券発行に關してであります。が、今回の改正案によつて公庫債を発行いたしますと、融資財源はなるほどある程度増加するかもしれませんが、中小企業者が悩んでおる高金利の是正には少しも役立ちません。むしろ逆行するのは必至であります。わが国の企業が重い課税負担とともに世界に例を見ない高い金利負担にあへんでおり、特に中小企業がそのしわ寄せをもつて受けておる状態の中で、政府の機関が高い金利の資金を調達し貸し付けようとするのは、全く私どもとして理解に苦しむところであります。また融資財源の増加は、第一義的には公庫に對する政府出資及び財政投融资の増加によるべきものであります。商工中金に對しても、資金運用部から直接融資の道を開くべしという意見が聞かれてゐる今日において、純然たる政府

機関によそからの資金を求めようとするのは、政府の無策、無責任以外の何ものでもありません。

以上二点の理由を明らかにいたしまして、三案に對し反対するものであります。(拍手)

○二階堂委員長 麻生良方君。

○麻生委員 私は民主社会党を代表して、討論に付せられております中小企業近代化資金助成法の一部改正法案、中小企業金融公庫法の一部改正法案及び同案に對する修正案、中小企業近代化促進法の一部改正法案の三案に對し、いずれもわが党が積極的にその成立に努力をした中小企業基本法の精神に基づくものであるもので、ここに賛成の意を表します。(拍手)

○二階堂委員長 以上で討論は終局いたしました。

これより順次採決いたします。最初に、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案を採決いたします。まず、早稲田君外二名提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○二階堂委員長 起立多数。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○二階堂委員長 起立多数。よつて、本案は早稲田君外二名提出の修正案のとおり修正議決いたしました。

次に、中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案及び中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○二階堂委員長 起立多数。よつて、両案はいずれも原案のとおり可決いたしました。

おはかりいたします。ただいま議決いたしました三法案に對する各報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○二階堂委員長 御異議なしと認め、よつてさう決定いたしました。

〔報告書は附録に掲載〕

○二階堂委員長 去る二十五日付託になりました、内閣提出の輕機械の輸出の振興に關する法律の一部を改正する法律案及び電子工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、まず通商産業大臣より趣旨の説明を聴取することにいたします。福田通産大臣。

輕機械の輸出の振興に關する法律の一部を改正する法律案
輕機械の輸出の振興に關する法律の一部を改正する法律案

輕機械の輸出の振興に關する法律 (昭和三十四年法律第四百四十四号) の一部を次のように改正する。
附則第二条中「施行の日から五年以内」を昭和四十四年六月三十日まで」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由

輕機械の輸出の振興を図る必要性がなお存続している実情にかんがみ、輕機械の輸出の振興に關する法律の有効期間を五年延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電子工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案

電子工業振興臨時措置法 (昭和三十三年法律第七十一号) の一部を次のように改正する。

附則第二項中「施行の日から七年以内」を「昭和四十六年三月三十一日まで」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由

電子工業の振興を図る必要性がなお存続している実情にかんがみ、電子工業振興臨時措置法の有効期間を昭和四十六年三月三十一日まで延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○福田(一)國務大臣 輕機械の輸出の振興に關する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由を御説明申し上げます。

御承知のように、輕機械の輸出の振興に關する法律は、輕機械の輸出の重要性にかんがみ、昭和三十四年に制定施行されたものであります。この法律は、第一に製造業者の大部分が中小企業でアセンブル製造方式を採用しているミシンと双眼鏡について登録

制度を実施することによって、生産設備等の整備と品質の向上をはかるとともに輸出面における過当競争を防止することをねらいとしております。

第二には、ミシン、双眼鏡のそれぞれに輸出振興事業協会の設立して、海外における市場調査、宣伝等の事業を活動に行なうとともに、品質の改善に関する調査研究等の事業を行なうことによつて機械の輸出の振興に資することをねらいとしております。

この法律の施行によりまして、ミシン、双眼鏡の両業界とも、生産設備、品質管理等の面における整備がかなり促進され、また、輸出の面におきましても海外市場動向の把握による輸出体制の整備、系列取引の促進、外国の輸入制限に対する対策の実施等相当の効果をあげてまいっております。

しかしながら、両業界ともまだ完全に輸出秩序が確立したとはいえず、依然過当競争の要因が払拭されていない実情があります。また海外における市場開拓、輸入制限対策等の事業も先進国の巻き返しの激化、後進国の台頭に伴つて、その重要性はますます増大する傾向にあります。

しかるに、御承知のようにこの法律は五年間の限時法になっており、本年六月三十日までで廃止することになっておりますので、この際この法律の有効期間をさらに五年間延長することによつて、その間に両業界の生産輸出体制の一層の整備と輸出秩序の確立をはかりまして、ますます困難の度を加へつつあります海外市場の動きに対処してわが国機械の輸出を一段と伸展させていきたいと考える次第であります。

これが、本法を提案するに至つた理由でございます。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださるようお願いいたします。

次に、電子工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

御承知のように電子工業振興臨時措置法は、昭和三十三年六月に制定施行されて今日に至つておりますのであります。この法律は、電子工業のうち第一に試験研究を促進する必要がある機種、第二に生産の開始または拡大を促進する必要がある機種、第三に生産の合理化を促進する必要がある機種の三つを政令で指定し、そのそれぞれについて振興のための基本計画と年度ごとの実施計画を定め、生産の合理化に必要な資金の確保につとめるとともに、必要に応じ品種、技術等に関する共同行為の指示を行なつて計画の達成をはかることを規定しております。

この法律の施行後わが国の電子工業は、技術面においても生産面においても目ざましい発展を遂げ、諸産業の設備の近代化や国民生活の向上に広く貢献してまいり、この法律の果たしてきた役割りは大きいと考えられます。

しかしながら、わが国の電子工業の現状を見ますと、産業用に使われる機器については、欧米先進諸国に比して、技術水準及び生産性の面においてなお低位にあり、さらに今日の世界における電子工業の技術は急速に進展しており、新技術や新製品が開発されつつある現状において、わが国の電子工業も世界の大勢におくれることのないように技術開発並びに生産合理化の促進を急速にはかる必要が痛感されるのであります。

したが、現行の電子工業振興臨時措置法は、七年間の限時法として制定されておき、本年六月十日までに廃止することになっておりますので、ただいま申し上げましたような現状にかんがみ、この際有効期間をさらに延長し、昭和四十六年三月三十一日までこの法律を存続せしめて電子工業の一層の振興をはかり、もつてわが国経済の健全な発展に寄与したいと考える次第であります。

これが、この法律案を提案するに至つた理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、御賛同くださるようお願いいたします。

○二階堂委員長 以上で説明は終わりました。

○二階堂委員長 以上で説明は終わりました。

○二階堂委員長 次に、通商に関する件について調査を進めます。

日韓貿易に関する問題について質疑の通告がありますので、これを許可いたします。藤田高敏君。

〔速記中止〕

○二階堂委員長 速記を始めて。

午後一時再開することにし、暫時休憩いたします。

午前十一時四十五分休憩

午後一時四十一分開議

○二階堂委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

アルコール専売工場払い下げに関する問題について質疑の通告がありますので、これを許可いたします。児玉末男君。

○児玉委員 昭和三十四年の八月でございまして、通産省の所管であり、アルコール事業部として経営されてまいりました小林のアルコール工場が払い下げられました。今日まで四年半たったわけですが、今回通産省から払い下げました工場が、一部の企業の三楽酒造の内部事情によりまして、いわゆる現在まで使用されてまいりましたアルコール部門を解体するという事態が起きておるわけです。この点につきましては、昭和三十四年の五月十九日の衆議院の商工委員会におきましても、当時大半の地元の農民あるいは労働組合等が、あげてこの払い下げに反対したわけですが、そのことは、たとえば北海道のアルコール工場等が、払い下げた直後二カ月くらいで三百名の従業員が路頭に迷うというような事例等にかんがみまして、同時にまた小林工場の持つ特殊事情として、主要産業である特に農業生産のなまカンシの需要に応ずるといふ立場から、きわめて重要な立場にある工場でありまして、しかも工場における生産コストにおいても、現に残存しておる厩屋だとか、出水だとか、熊本の人吉等に比較しても生産のコストが低いということも通産省当局の資料にも明らかにされておる。そういうふうな、あげて反対してきたと存じます。しかも当時の商工委員会において私が指摘したところ、これが払い下げられた場合、必ずやこのような労働者に対するところの首切りの問題となつて派生するといふこ

とを念を入れて質問したら、通産省当局としては、そのような御心配は要りません、しかも指名入札の入札相手は日本でも有数な特信用のある大工場であるから絶対御心配はないと、当時の経工局長並びにアルコール事業部長は明確に答弁をいたしております。ところが四年半たった今日、私たちが指摘したことがすでに当たつておるわけですね。しかも当時残りまして従業員はどうしてもよそに転動できないといふ条件があつたからこそ、この入札された工場は一切の職員の身分を継承する、しかも待遇についても一切切り下げは行なわれない——当時の通産省の払い下げの条件として行なわれておりましたところのこの施設の重要部門について、解体もしくは処分等は政府もしないという条件のもとに、この工場は払い下げに相なつております。今回のこの処置について、三楽酒造から通産当局に対してどのような連絡がなされておるのか、まずこの点について御答弁をお願いいたします。

○倉八政府委員 約十日くらい前だったと思いますが、いま御指摘のありましたように三楽酒造の小林工場の人員を八代その他の工場に配置がえするといふ情報を聞きまして、さつそく会社と連絡いたしました。われわれとしてはその後三回にわたつて事情を聴取いたしております。その内容につきましても、必要ならいづれ申し上げたいと思ひます。

○児玉委員 問題の本質は、当時あれだけ会社と地元が反対したものであつて、今日このような事態が必ずや来るであらうといふことと同時に、地区の住民あるいは農民等は、この工場がな

くなることによつて、特に小林地区における主たる生産物であるカンショの買い上げ等がなくなることはきわめて重要な問題であるから、この取り扱いについては慎重な態度をとるべきだといふことを主張してきまして、しかも当時の私の質問に対する通産省の答弁の中において、北海道等のような例がないように十二分な調査と配慮の上でこの払い下げを行なうといふことを明言しております。私がそのとき申したことは、このような事態が起きた場合、それは前にあったことで私たちがわからなから責任はとれないといふ無責任な答弁では困ると再三にわたる念を押しております。ところが今日まで、これが単なる従業員の移動といふことではなくて、重要なアルコール部門を解体することをはつきりと三葉のほうで言っているわけでありまして、単に従業員の移動といふことではなく、単に三項の問題であると同時に、この三項にわたる条件は身分保障、生活保障と密接不可分の関係に立たされておると思ふのであります。この点特に大臣にお伺いしたいのであります。貴重な国有財産の処理にあたりましては、当時の通産大臣なり大蔵大臣が十分に慎重に協議して、このような事態が起こらぬといふ確信の上に立つてこの工場の払い下げをされた以上は、会社の一時的な都合によつてそういう解体が認められることは、かりに当時の大臣は別であつたにいたしましても、当然通産行政の上からも一貫した指導がなされるべきだと思ひます。が、大臣の御所見を承りたいと存じます。

○福田(一) 国務大臣 三葉オーシャン

株式会社小林工場の蒸留器移設問題につきましましては、通産大臣としても同工場の払い下げの経緯にかんがみまして、重大な関心があるわけでございます。さつそく同会社から事情を聴取いたしまして、同会社は集中生産による合理化をはかるため、小林の蒸留器を熊本県八代所在の八代工場に移設する方針を内定しまして、これに伴つて、小林工場従業員総数百三名のうち五十三名に対する配置転換の発令を三月十九日に行なつた由であります。

通産省といたしましては、集中生産による合理化の方向については一応これを是とするものであります。その実施にあつては、労務対策を中心とする諸般の問題についての円満な解決をはかるよう同会社に要請するところ、その真意をただしましたところ、同会社は、全く社内生産合理化のための措置であつて、従業員一人の失職者も生ぜしめないよう十分に配慮するといふ方針のもとに、従業員に対して個々に面接して希望を聞いた上で発令した、それから配置転換対象者の数も極力しぼつて五十三名にした、このうち六名の者については配置転換の発令を受けた後、同会社においては通常赴任まで十日の期限があるが、この間に赴任できない事情にあるものについてはその事情を考慮して弾力的に措置する。また配置転換に伴う個々の人の生活環境の変化等に対してはなるべく支障のないよう十分に配慮する。小林工場については、これを閉鎖するようの方針は全くなく、今後農産加工工場としてその育成発展をはかることを明確にいたしてまいりました。当省といた

しましては、重ねて同会社に対して、今回の措置については万遺憾のないよう十分の考慮を要請いたしました。今後においても情勢の推移について注目していく方針でございます。

○児玉委員 きわめて限られた時間でございますので、問題をしぼつて御質問しますが、これは局長にお伺いしたいのでございますけれども、私は十九日に現地に参つて事情を聞いた際に、二十一日に辞令を出して、十日以内に返事がなければやめてもらう以外にない、こういうふうな非常に強硬な意見で辞令を出しているわけですか。しかも私が実際に聞いた範囲においては、わずか二万四、五千円の給料で五、六人の世帯をかかえる者がそれぞれ勤務地に行つた場合、生計を別にしなくては行けない、とても行ける条件でないといふのが大半であるけれども、いまの実情にあつては辞令を受け取らなければ首を切られる、こういう態度があつて、やむを得ず泣き泣き辞令を受け取つていくという実情が大半であります。こういう点から考えましても、私たちの四年半前のこの問題に対するい

るんな質疑応答の中からも、こういう身分上の問題、生活権保障の問題等があつたからこそ、私どもはこの点に強く反対したわけでありまして、その心配がすでに四年半たった今日に実現しているといふことを思えば、通産省当局の将来にわたる展望なり見通しがいかにかつたかといふことをわれわれは指摘せざるを得ない。しかも三葉酒造が小林工場を払い下げをしたその理由といふのも、採算を度外視しといひますか、今日のことを予想しながら、他の酒造工場等が進出することをおそれ

てやつたといふことも聞かされているわけでありまして、少なくとも私は、いま大臣の答弁の中にありますように、他の農産加工部門を拡大していくといふ御所見であるならば、移動がで

きない人は当然その方向において吸収されるべきだと思ふのですが、どうしても転出ができないという条件のある人をしやにむにやる、しかも十日なんという短い期間でどうして将来の長期の生活の設計が立てられようかと思ふわけですか。そういう短い期限つきで押しつけにやるやり方についても、われわれは納得ができません。この点についての御所見を承りたい。

○倉八政府委員 いま児玉先生から御指摘のありました、十九日に転任辞令を渡して十日以内に赴任しろといふのは、調べてみましたところ会社の内規のようでございます。そのことから見れば、きわめて短兵急に会社が抜き打ち的にやつたといふ響きを持つように思われますが、しかしよく調査してみますと、会社は十七日まででございます。すかには全部の人に面接しまして、一人一人の意向を聞いた。そうしまして十九日に、いま先生の御指摘のように転任命令の発令をした。それでわれわれとしましては、かつての官営工場であつた関係もございまして、会社といふ話も含めまして、会社が会社としてのもう一回考えるところが、会社でございますが、そのやり方として、内規は十日であるが、余裕を持って考えました。それから、どうしても移りたくないといふより移れない事情にあるといふ六名の方につきましては、さら

に問題を検討するといふことを会社はわれわれに言っているわけでございます。して、われわれとしましては、その辺を十分に引きわけて今後の指導を続けていさう、こう考えております。

○児玉委員 局長の見解で大体考えはわかりました。特に問題の一番重要なことは、国から貴重な国有財産の払い下げを受けるときは、一切の条件を具備して心配要らない、こういう形で払い下げをしたものが、先ほど申し上げましたように、たとえば佐賀の合知工場または高鍋の場合あるいは北海道等の場合、全く金従業員が路頭に迷う、こういう情勢等を十分配慮すべきであると思ふのです。そういう点から考えますならば、当時の条件の中に、主要施設部門の解体もしくは処分は政府の許可なくしてできないといふことが明確にされておりました。この小林工場のアルコール部門は単に八代への移転であるから解体じゃないといふふう

に言われましても、八代の工場そのものは最初から三葉のものであります。ところが小林工場の場合は国有財産であります。でありますから、この地域にある部門をよそに持つていくこと自体が当然解体とみなされるべきであり、そこに残つたところの土地の処分といふことは、当然これを付随して起きてくる問題であります。でありますから、三葉のほうで言つておる、これは八代に工場の設備を直すんだから解体じゃないといふ考え方はあまりにも一方的な判断ではないか。しかも私たちがあれだけきびしく批判し抵抗したこの問題について、四年半しかたたない今日、こういう国有財産の移動といふものが簡単になされて、通産当局と

してはもう少し三案に対する行政上のきびしい指導をすべきではないか、こういうふうな判断するわけですが、この解体について、われわれは単に施設の移動ということだけで理解ができないわけでございますけれども、この点はいかがですか。

○倉八政府委員 いま御指摘の点は、政府と三案酒造の国有財産払い下げ契約の第十二条を先生御指摘だろうと思ひます。この十二条の純粹な法律解釈をしてみますと、通産大臣の承認は要しないという解釈が有権的な解釈とわれわれは信じておりますが、ただ問題は、そういう契約書的一条項の解釈というよりも、かつての官営工場に従業員が転勤を命ぜられた、その転勤が非常に家庭的な生活にも影響する、あるいはまた事実上の生活の低下を招く、こういうものは社会的な問題あるいは道義的な問題としてわれわれは取り上げておるわけでありまして、したがいまして、その解釈のいかんにかかわらず、いま御指摘のように、会社に対しても十分なる再考を促しておりますし、それから善処方を要望しておる次第でございます。

○兒玉委員 時間がございませんので、最後に大臣に一つ御質問したいと存じますが、この件に關しましては、今月の二十三日、小林市議会は特に臨時議會を招集しまして——四年半前に、あれだけ地域住民に對しまして、三案に払い下げても心配要らないんだ、むしろウイスキーの原料をつくる、いわゆる原料アルコールとして需要は拡大し、半永久的にこの施設は残るんだから、労働者の生計の問題は不安ないという立場から、議會の了承を

得て払い下げをしたわけでありまして。ところが四年半後の今日こういう状態になったことは、地域民並びに生産農民に對する影響はきわめて甚大であります。今回のアルコール部門の閉鎖はきわめて遺憾である、であるから、さらに会社側としては積極的に農産物の加工面を拡大して、今回の労働者のいわゆる転出については最小限にこれを食いとめることを強く要望する、こういう市議會の決議がなされておるわけ

です。この点は、四年半前のその当時のことから考えますと、むしろまだ市當局の積極性がないというくらいにわれわれは指摘したいわけですが、このような市議會の決議もなされておりますので、特に労働者の配転の問題等については、十二分にここに働いてる従業員の意向というものが尊重されるように、特に大臣として指導してもらいたいことを最後に要望し、大臣の御所見を承りたい。

これで私の質問を終わります。

○福田（一）國務大臣 お説のように、そこに働いておられる人たちの生活の問題、職業の問題等には、十分に尊重をして処理をしていくように善処してまいりたいと思っております。

○二階堂委員長 本會議散會後再開することとし、暫時休憩いたします。

午後二時一分休憩

〔休憩後は會議を開くに至らなかった〕

